

職員団体との交渉の議事概要(令和7年10月31日)

宮城労働局長(当局)は、令和7年10月31日(金)、全労働省労働組合宮城支部(以下「全労働」という。)と交渉を行いました。今回の交渉の概要は以下のとおりです。

【全労働】

1. 労働行政体制の拡充について

政府の重要施策である「三位一体の労働市場改革」「同一労働・同一賃金制の施行徹底など非正規労働者の待遇改善」や新たな総合経済対策などを担う労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含めて労働行政職員を大幅に増員すること。

2. 賃金・諸手当について

公務員賃金・一時金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準の確保、諸手当、退職手当の改善を図ること。

高齢層職員の賃金水準を大幅に改善すること。

3. 新規施策、業務運営について

業務における各システムの各種改修については、職場意見を広く反映したものとすること。また、各システムの改修要望に対して予算を十全に確保するとともに、業務への支障や行政サービスの低下を引き起こさないこと。

4. 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員は、高い専門性と豊富な経験等をもって業務に従事しており、その定員数の確保や各種手当の改善、休暇制度の充実を図ること。

5. 人事異動期の諸課題について

必要な公務員宿舎を確保するとともに、老朽化の改善を図ること。

【当局】

1. 労働行政体制の拡充について

多岐にわたる重要な業務に対応するため、行政体制の確保に向け非常勤職員を含めた定員の確保・増員に向け、厚生労働本省への働きかけを行っていく。

また、業務を適正かつ円滑に推進していくため、業務簡素・合理化への対応を推進していく。

2. 賃金・諸手当について

賃金水準の改善はもとより、諸手当、一時金及び退職手当の改善は勤務条件の重要な事項と認識している。職員の努力と重責に報い、士気の維持・向上や優秀な人材確保の観点等から、賃金、諸手当等の改善に向け厚生労働本省や関係機関へ働きかけを行っていく。

3. 新規施策、業務運営について

各システムの改修については、緊急性が高く非常に重要であると認識しており、必要な予算の確保等について厚生労働本省へ働きかけを行っていく。

4. 非常勤職員の労働条件改善について

質量とも一層高いレベルでの行政運営を求められている現状において、非常勤職員の皆さんのが担う役割も重要性が増しているものと認識している。

非常勤職員制度の改善及び給与・諸手当の改善、給与制度の拡充はいずれも重要な課題と認識しており、厚生労働本省や関係機関に働きかけを行っていく。

5. 人事異動期の諸課題について

若年層職員が生活基盤を確立し、安心して職務に専念できるよう、必要な宿舎の確保はもとより、老朽化の改善等についても関係機関に働きかけを行っていく。